

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第5項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第10条の4第4項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣が指定する者の告示について

令和2年9月

環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第9条の2第2項第15号（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第10条の4第2項第9号（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、優良産廃処理業者に該当するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項の産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者が提出することとされている書類のうち、規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号に定める公表事項について、インターネットを利用する方法により公表し、必要な更新を行っていることを証する書類について、申請者以外の者が作成した書類を提出するときは、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない（規則第9条の2第4項（第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第10条の4第3項（第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。））。

また、環境大臣が当該指定をしたときは、指定を受けた者の氏名又は名称及び住所を公示するものとしている（規則第9条の2第5項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第10条の4第4項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。））。

今般、これらの規定により環境大臣が指定する者として、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団を指定することとし、その旨の告示を行う。